(13)の地点 ②の地点から 275 度 27 分 18 秒 9.03 メートルの地点 働の地点 ③の地点から 268 度 17 分 35 秒 9.03 メートルの地点 ⑤の地点 ⑭の地点から 261 度 07 分 52 秒 9.03 メートルの地点 16の地点 ⑤の地点から 253 度 58 分 09 秒 9.03 メートルの地点 ⑪の地点 9.03 メートルの地点 ⑯の地点から 246 度 48 分 25 秒 18の地点 ⑪の地点から 239 度 38 分 36 秒 9.03 メートルの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から 236 度 31 分 22 秒 10.00 メートルの地点 16.57 メートルの地点 20の地点 ⑲の地点から 236 度 04 分 03 秒 ②の地点から 236 度 03 分 32 秒 3.48 メートルの地点 ②の地点 ②の地点から 236 度 03 分 50 秒 4.77 メートルの地点 ◎の地点 図の地点 ②の地点から 326 度 03 分 56 秒 29.14 メートルの地点

(3)面積

3,186.96 平方メートル

埋立地の用途

海岸環境整備施設用地

関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水 産商工課

## 熊本県告示第 785 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり 家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成 16 年 7 月 23 日

谷 熊本県知事 潮 義 子

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 16 年 7 月 8 日	人吉市	2戸4頭	乳用牛

## 熊本県告示第 786 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第15条の2の5第 2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書(添付さ れた書類及び図面を含む。以下同じ。)を縦覧に供する。

なお、同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第6項の規定により当 該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境 の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 16 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

申請者の住所、名称及び代表者の氏名

熊本県菊池市大字西寺 633 番地 2

九州産廃株式会社 代表取締役

産業廃棄物処理施設の設置の場所

熊本県菊池市大字原字向柏 4565 番 18 ほか

産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ハに掲げるもの(管理型最終処分場)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、燃え殻、木くず、動植物性残さ、繊維くず、紙くず、鉱さい、ばいじん、13 号 廃棄物、廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず(以上、自動車等破砕物であるものを含む。)並びに廃石綿等

麥更事項

産業廃棄物処理施設の構造及び規模の変更

6 申請年月日

平成 16 年 6 月 11 日

申請書の縦覧場所

熊本県菊池市大字隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課

縦覧の期間及び時間

(1)

平成 16 年 7 月 23 日から平成 16 年 8 月 23 日まで(日曜日及び土曜日並びに国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

時間

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
  - (1)提出先

次のいずれかの部署に提出すること。

- 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県環境生活部廃棄物対策課 T 〒 862 - 8570
- 菊池市大字隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課 1 〒 861 - 1331
- (2)

次の事項を日本語で記載すること。

提出者の住所及び氏名 P

対象とする事業名

事業が特定できるように記載すること。
(例)「九州産廃株式会社が菊池市に設置している産業廃棄物処理施設(管理型最終 処分場)の構造及び規模の変更事業(平成16年6月11日変更許可申請の事業)」

生活環境の保全上の見地からの意見

問い合わせ先 10

不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。

- 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-383-0628 (1)
- 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155

## 熊本県告示第 787 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定に基 づき一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第9条第2項において準用す る同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書(添付された書類及び図面を含

む。以下同じ。)を縦覧に供する。 なお、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定により当該一般廃棄物 処理施設の変更に関し利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、縦覧期間 満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 16 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

申請者の住所、名称及び代表者の氏名

熊本県菊池市大字西寺 633 番地 2

九州産廃株式会社 代表取締役

一般廃棄物処理施設の設置の場所

熊本県菊池市大字原字向柏 4565 番 18 ほか

一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に 掲げる一般廃棄物の最終処分場

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物

変更事項

一般廃棄物処理施設の構造及び規模の変更

申請年月日

平成 16 年 6 月 11 日

申請書の縦覧場所

菊池市大字隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課

縦覧の期間及び時間

(1)期間

平成 16 年 7 月 23 日から平成 16 年 8 月 23 日まで(日曜日及び土曜日並びに国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
  - (1)提出先

次のいずれかの部署に提出すること。

- ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
- 〒 861 1331 菊池市大字隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課 1
- (2)記載事項

次の事項を日本語で記載すること。

提出者の住所及び氏名 ア

対象とする事業名

事業が特定できるように記載すること。

(例)「九州産廃株式会社が菊池市に設置している一般廃棄物処理施設(最終処分場) の構造及び規模の変更事業(平成16年6月11日変更許可申請の事業)」

生活環境の保全上の見地からの意見

問い合わせ先 10

不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。

- (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-383-0628
- 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155